

食を通じた子育て・支え愛事業補助金に係る事業計画書

1 申請者の概要

申請者の名称	株式会社子育て食堂グループ	代表者の役職・氏名	代表取締役 三重 育子
業種	飲食店営業 弁当販売	活動名 又は 店舗名	子育て亭広明町店
活動場所 又は 店舗所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 三重県津市広明町〇〇〇-〇〇		
窓口担当者	所属部署・役職・氏名	電話番号	E-mail アドレス
	子育て亭広明町店 店長 三重 花子	〇〇〇-〇〇〇 -〇〇〇〇	〇〇〇@×××.jp

2 補助事業者であることの確認（該当する口に✓を記入する）

活動地域が県内または、県内に事業所（店舗）を有する
 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でない
 国税及び地方税を滞納していない
 暴力団と関わりがない、また暴力団等による不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う
 補助金に係る審査等に協力する（審査に必要な書類の整備保管、必要な書類の提出、実地検査の受入、アンケート等）

※全ての項目にチェックが必要です。

3 補助事業の内容

① 現在の活動状況	<p>※どちらかに○をつけてください。</p> <p>これまでも子ども食堂の取り組みを実施、またはパートナーとして取り組みに協力したことが <u>ある</u> ない</p> <p>(※ある場合)</p> <p>これまでの実施状況： 年に 回 / 月に 2 回 (不定期) 回</p>
② 現在、連携しているパートナー	<p>※連携するパートナーがすでにいる場合に具体的な事業者名を記載してください。</p> <p>・はなまる食堂 (NPO 法人)</p>

③ 実施計画	実施予定日： 令和 2 年 9 月 1 日
	実施場所：市町単位で記載してください。 津 市
	実施形態：あてはまるものに○をつけてください。 子ども食堂 ・ フードパントリー（食料配付）
	連携するパートナー： ・ はなまる食堂（NPO 法人）
④ 今後の事業継続	※どちらかに○をつけてください。 今後も取り組みを 継続する ・ しない (実施予定 11 月 ・ 未定) 注) 継続しない場合は、補助金対象外となります。
⑤ 今後連携する予定のパートナー	・ みえこども食堂（NPO 法人）
⑥ 情報開示の同意	今後も取組を継続する場合は、協働するパートナーを見つけ、「支援を必要としている団体」と「支援できる団体」を結びつけるために住所、団体名、連絡先を情報開示することに同意しますか。 同意する ・ 同意しない

【添付書類】

- 1 収支予算書（様式1 別紙2）
- 2 役員等に関する事項（様式1 別紙3）
- 3 <※申請者が法人の場合のみ提出（コピー可）>
定款及び登記簿謄本（現在事項全部証明書）（6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- 4 申請者の概要がわかるもの（パンフレット、ホームページ等）

(様式1 別紙2)

食を通じた子育て・支え愛事業補助金に係る収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	事 業 費	備 考
補助金	12,100 円	
自己資金	0 円	
参加者負担金	1,000 円	100 円×10 人=1,000 円
合 計	13,100 円	

※ 「補助金」については、百円未満の端数を切り捨てた額とすること。

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	積算明細 (詳細に記入すること)	補助金 交付申請額
会場使用料	5,000 円	5,000 円	〇〇会館 午前	5,000 円
弁当代	5,000 円	5,000 円	食材費 〇個×〇〇円 容器代 〇個×〇〇円	5,000 円
印刷費	350 円	350 円	チラシ印刷費 〇枚	350 円
旅費	600 円	600 円	200 円×3 名=600 円	600 円
人件費	2,200 円	0 円		0 円
合 計	13,150 円	10,950 円		13,100 円

- ※1 補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、別表1「対象経費」に掲げる経費とすること。
- ※2 経費に係る消費税及び地方消費税額は除いて記載すること
- ※3 補助金交付申請額は、経費区分に計上した各金額の合計をもって算出し、百円未満端数を切り捨てた額とすること。
- ※4 「収入の部」の事業費の合計と「支出の部」の補助対象経費の合計を一致させること。

(様式1 別紙3)

役員等に関する事項

事業者名 株式会社子育て食堂グループ

職名	氏名(よみがな)	生年月日	性別
代表取締役	三重 育子(みえいくこ)	昭和〇年〇月〇日	女
取締役	〇〇 〇〇	平成〇年〇月〇日	男

注1 本書類は、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」第3条の規定に基づき、三重県警察本部に対して確認を行うために使用します。

注2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ・ 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者
- ・ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
- ・ 個人にあつては、その者及びその者に対し支配関係にある者